

訪問看護ステーションくまの郷

(訪問看護・予防介護訪問看護)

(医療保険)

重要事項説明書・利用契約書

個人情報利用に関する説明及び同意書



契約締結日 令和 年 月 日

---

ご利用者 様

---

# 重要事項説明書

## 1 事業者(介護保険)(医療保険)

法人名称	社会福祉法人 犬山市楽田福祉会
代表者	理事長 西口 麻衣子
所在地	犬山市字中唐曾1番地123
電話番号	0568-90-6030
法人設立年月日	令和5年7月18日
併設事業所	看護多機能事業所 くまの郷

## 2 事業所の概要(介護保険)(医療保険)

事業所名称	訪問看護ステーション くまの郷
管理責任者	山本 依莉菜
開設年月日	令和7年4月1日
事業所番号	2362590610(介護保険)
所在地	愛知県春日井市西屋町字中新田 22 番地 2
電話番号	0568-90-6633
FAX 番号	0568-90-6634
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護及び医療保険

## 3 事業所の目的と運営方針(介護保険)(医療保険)

事業の目的	要介護・要支援状態と認定された利用者様、在宅での医療が必要と医師が判断したすべての利用者様に対して、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、また心身機能の改善・環境整備を通じて支援し、看護サービスを行う。
事業所理念	「安心できる場所でその人らしい暮らしを支える」 誰もが安心して住み続けられることを目指し、多様な個性、意思を大切にした支援を行います。 楽しく、穏やかな暮らしができるよう、一人一人の気持ちに寄り添った運営を目指します。
基本方針	1 住み慣れた地域、安心できる人たちと共に自分らしい暮らしを続けることを支援します。 2 地域や家庭との結びつきを重視し、地域や関係機関と連携を図ります。 3 働く職員の環境、生活を守り、専門性を向上させるために努力します。
行動指針	1 一人一人のできる力の維持、向上に向けて、意向に沿ったサービスの提供ができるよう、創意工夫していきます。 2 本人だけでなく周りの人たちの意向も大切にし、利用者の地域での暮らしを支えられるよう、地域や関係機関と密に連絡をとり協力して支援します。 3 サービスの質向上のため日々研鑽を積み、安全で健康的な職場環境の保持に努めます。また、職員が意欲をもって働き、各個人の創意工夫が活かされ誇りを持つことのできるような職場環境に努めます。
運営の方針	地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図り、利用者様の生活の質を維持・向上のために必要な看護サービスを計画的に提供します。利用者様のニーズに積極的に対応します。

## 4 事業所の職員体制(介護保険)(医療保険)

職種	人員	備考
看護師・准看護師	常勤換算 2.5 名以上	管理業務を行うものを含む

## 5 サービス提供時間(介護保険)(医療保険)

サービス種類	平日(月～金)	土・日・祝日・時間外
訪問看護	午前 9 時～午後 5 時	必要に応じて対応

※年末年始( 12/29 から 1 / 3 は「祝日」の扱いとなります)

## 6 サービスの内容(介護保険)(医療保険)

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

## 7 事業の実施地域(介護保険)(医療保険)

通常の事業の実施地域は、春日井市、小牧市、犬山市、北名古屋市、岩倉市、江南市、大口町、豊山町、扶桑町の区域とする。

## 8 料金

利用した場合の基本料金は以下の通りです。利用者負担額は介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じてご請求させていただきます。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は保険外適応となります。

料金については介護保険の端数処理の関係で誤差が生じることもありますのでご了承ください。

### 【介護保険】訪問看護利用料(6級地)

サービスの内容	単位数	基本利用料	利用負担1割	利用負担2割	利用負担3割
20分未満	314	3,271円	328円	655円	982円
20分以上30分未満	471	4,907円	491円	982円	1,473円
30分以上60分未満	823	8,575円	858円	1,715円	2,573円
60分以上90分未満	1,128	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円

### 訪問看護利用料(予防介護)

サービスの内容	単位数	基本利用料	利用負担1割	利用負担2割	利用負担3割
20分未満	303	3,157円	316円	632円	948円
20分以上30分未満	451	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上60分未満	794	8,273円	828円	1,655円	2,482円
60分以上90分未満	1,090	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円

《保険単位と基本料金》地域区分単価 1単位=10.42(6級地)

負担額の計算方法・・・単位数×地域区分単価(10.42)=A

A×負担割合数=利用者自己負担額

### 【介護保険に対する加算】

必要時以下の加算を追加させていただきます。

特別管理加算	I 500
	II 250

I・・・在宅悪性腫瘍患者指導管理など受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること

II・・・在宅酸素療法指導管理など受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態などであること

ターミナルケア加算	2,500
-----------	-------

利用者死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に加算されます。

複数名訪問加算(30分未満)	254
複数名訪問加算(30分以上)	402

同時に二人の看護師が1人の利用者に対し訪問看護を行う場合に加算されます。

長時間訪問看護加算 所要時間が90分超えた場合	300	
初回加算 I	350	病院・施設等から退院した日に初回訪問を行った場合
初回加算 II	300	上記以外に初回訪問を行った場合

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して看護提供をした場合、初回月のみ加算されます。

退院時共同指導加算	600
-----------	-----

入院中・入所中の利用者に対し、主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い内容を文章で提供した場合1回限り加算されます。

緊急時訪問看護加算	574
-----------	-----

利用者様のご希望により契約された場合のみ加算されます。

夜間・早朝・深夜加算	所定単位数の25%加算	18時～22時・6時～8時の訪問
	所定単位数の50%加算	22時～6時までの訪問
看護・介護連携強化加算	250	

訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、痰の吸引等の業務が円滑に行うための支援を行った場合に加算されます。

サービス提供加算
----------

当該加算の体制・人材要件を満たす場合1回毎加算されます。

介護職員処遇改善加算	基本サービス費に加算及び減算を加えた14.6%加算されます。
------------	--------------------------------

**【医療保険】** (負担割合にて利用料の変動あります)

サービスの内容	基本利用料	利用負担1割	利用負担2割	利用負担3割	
訪問看護基本療養費	週3日目まで	5,550	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550	655円	1,310円	1,965円
訪問看護管理療養費	月の初回の訪問日	7,670	767円	1,534円	2,301円
	2回目以降	3,000	300円	600円	900円

**【医療保険に対する加算及び同意】**

特別管理加算	重症度が高い	5,000
		2,500

特別管理加算(重症度が高い)	特別管理加算
在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍化学療法注射管理 在宅強心剤持続投与指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅人工呼吸指導管理 人工肛門、人口膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

※特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に月に1回加算されます。

緊急時訪問看護加算	14日目まで	2,650
	15日以降	2,000

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った場合に1日に1回加算されます。

**【同意します・同意しません】**

24時間対応体制加算	6,520
------------	-------

利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合、

月に1回加算されます。

緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

※電話等により常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制を整えています。計画的な訪問以外を必要とするご利用者の場合は、1ヶ月に1回、緊急時訪問看護加算または24時間対応体制加算がされます。

【 同意します ・ 同意しません 】

ターミナルケア療養費	25,000
------------	--------

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

複数名訪問加算	4,500
---------	-------

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

長時間訪問看護加算	5,200
-----------	-------

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

難病等複数回訪問看護加算	1日2回の訪問	4,500
	1日3回以上の訪問	8,000

特別管理加算(Ⅰ)の状態又は特別管理加算(Ⅱ)の疾患の場合に加算されます。

退院時共同指導加算	8,000
-----------	-------

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

夜間・早朝・深夜加算	18時～22時・6時～8時までの訪問	2,100
	22時～6時までの訪問	4,200

夜間・早朝・深夜に訪問した場合には加算されます。

看護・介護連携強化加算	2,500
-------------	-------

医師の指示に基づき、吸引や経管栄養を行っている介護職員等に対し、支援・連携した場合には加算されます。

特別管理指導加算	2,000
----------	-------

退院後、特別な管理が必要な方(上記「特別管理加算」参照)に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

退院支援指導加算	6,000	※1 8,400
----------	-------	----------

特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)の状態にあつて、退院日の訪問が必要と医師が認めた場合には加算されます。

※1 別表8に掲げる利用者及び特別訪問看護指示書または精神科特別訪問看護指示書を受けている利用者。

在宅患者連携指導加算	3,000
------------	-------

訪問している医師・歯科医師・薬剤師などと連携し指導した場合には加算されます。

在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000
------------------	-------

状態の急変や診療方針の変更等に伴い、医師の求めにより行われるカンファレンスに参加し共同で指導を行った場合に加算されます。

訪問看護情報提供療養費	保険医療機関・市町村・学校	1,500
-------------	---------------	-------

利用者の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。

主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス(入浴、洗濯等のサービスを含む)等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。

### 【精神科訪問看護】

精神科訪問看護 基本療養費 I	週 3 日目まで		利用負担1割	利用負担2割	利用負担 3 割
	30 分以上	5,550	555 円	1,110 円	1,665 円
30 分未満	4,250	425 円	850 円	1,275 円	
精神科訪問看護 基本療養費 IV	週 4 日目以降				
	30 分以上	6,550	655 円	1,310 円	1,965 円
	30 分未満	5,100	510 円	1,020 円	1,530 円
訪問看護管理療養費 (1 日につき)	入院中 1 回限り	8,500	850 円	1,700 円	2,550 円
	月の初回の訪問日	7,670	767 円	1,534 円	2,301 円
	2 回目以降	3,000	300 円	600 円	900 円

### 【各種加算】

精神科緊急訪問看護加算	1 日あたり	2,650	265 円	530 円	795 円
	15 日目以降	2,000	200 円	400 円	600 円

主治医の指示により緊急訪問を行った場合に加算されます。

長時間精神科訪問看護加算	1 日/週	5,200	520 円	1,040 円	1,560 円
--------------	-------	-------	-------	---------	---------

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

特別管理加算・特別訪問看護指示書の対象者のみ

精神科複数名 訪問看護加算	①看護師 2 人				
	1 回/日	4,500	450 円	900 円	1,350 円
2 回/日	9,000	900 円	1,800 円	2,700 円	
3 回/日以上	14,500	1,450 円	2,900 円	4,350 円	
②看護師と准看護師	1 回/日	3,800	380 円	760 円	1,140 円
	2 回/日	7,600	760 円	1,520 円	2,280 円
	3 回/日以上	12,400	1,240 円	2,480 円	3,720 円
③看護職員と看護補助者	1 日/週を限度	3,000	300 円	600 円	900 円
	夜間・早朝 訪問看護加算	18 時～22 時・6 時～ 8 時までの訪問	2,100	210 円	420 円
深夜訪問看護加算	22 時～6 時 までの訪問	4,200	420 円	840 円	1,260 円

【保険適応外の経費】（介護保険）（医療保険）

実施地域を越えた場合の交通費	実施地域は契約書及び重要事項説明書に記載	20 円/1 km
休日訪問	医療依存度の高い利用者様優先で対応させていただきます。	
キャンセル料	利用日の2日前までに連絡があった場合	0%
	利用日の前日までに連絡があった場合	50%
	利用日の前日までに連絡がなかった場合	100%
エンゼルケア	10,000 円	
その他	衛生用品などは別途自己負担あり	

利用料は医療費控除の対象となります。

各種医療扶助の対象者の方や障害の医療証をお持ちの方は看護師にご相談ください。

9 事故発生時の対応（介護保険）（医療保険）

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 苦情相談窓口

（介護保険）（医療保険）

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます

事業者の窓口	所在地	訪問看護ステーションくまの郷
	電話番号	0568-90-6633
	FAX 番号	0568-90-6634
	受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時(土・日・祝日、12/29～1/3 除く)

（介護保険）

保険者の窓口	所在地	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険内 苦情相談室
	電話番号	052-971-4165
	受付時間	毎週月曜日から金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)
公的団体の窓口	所在地	春日井市役所 健康福祉部 介護・高齢福祉課
	電話番号	0568-85-6921
	受付時間	毎週月曜日から金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日を除く)

（医療保険）

保険者の窓口	所在地	愛知県国民健康保険団体連合会 総務課 苦情相談室
	電話番号	052-962-1221
	受付時間	毎週月曜日から金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)
公的団体の窓口	所在地	春日井市役所 市民生活部 市民生活課
	電話番号	0568-85-6620
	受付時間	毎週月曜日から金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日を除く)

12 緊急時の対応（介護保険）（医療保険）

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関名		主治医名	
	連絡先			
緊急連絡先 ①	氏名		続柄	
	連絡先		住所	
緊急連絡先 ②	氏名		続柄	
	連絡先		住所	

付則 この重要事項説明書は令和7年4月1日より施行します。

付則 この重要事項説明書は令和7年8月10日より施行します。

付則 この重要事項説明書は令和7年9月17日より施行します。

## 個人情報に関する方針

訪問看護ステーションくまの郷(以下「事業所」という)は、個人情報に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護する為に、次の通り個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は、適正な取得に勤め、利用目的を達成する為には、正確・最新の内容を保ちます。
- ② 通常、必要と考えられる個人情報の範囲は、事業所のサービス提供に必要な情報です。個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。  
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応を致します。意思表示がない場合には、同意が得られたものとして扱います。  
上記以外で、個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめご本人の同意を文書で得ます。ただし、都道府県等外部監査機関などは第三者に該当しないため、文書で同意を得ないことがあります。
- ③ 個人情報の保護に対する照会には、いつでも問い合わせ窓口で対応します。
- ④ 個人情報の確認・訂正・利用停止を求められた場合には、調査の上対応いたします。
- ⑤ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また、雇用契約時に、離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ⑥ 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には、速やかに対処します。
- ⑦ 個人情報の開示を求められた場合は、事業所の情報提供の手続きに従って開示します。

## 個人情報の使用について

### ①利用期間

サービス提供に必要な時間及び契約期間に準じます。

### ②利用目的

- ア.利用者に関わるサービス計画書を作成し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- イ.医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、包括支援センター、自治体(保険者)、その他調整のため
- ウ.主治医等の意見を求める必要のある場合
- エ.事業所のカンファレンスのため
- オ.その他サービス提供で必要な場合
- カ.上記各号に関らず、緊急を要する時の連絡の場合

### ③使用条件

- ア.個人情報の提供は、サービス提供に関する目的以外に決して利用しない。  
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- イ.個人情報を使用した会議の内容や相手方について、経過を記録し、請求があれば開示する。

### ④肖像権

- ア.事業所内における行事实施時及び日常風景を撮影した映像・写真(肖像物)の使用について
  - ・行事記念品として、持参用ポスター作成時の使用
  - ・各種広報物(ホームページ・フェイスブック・市報紙物・への写真使用  
※各種広報物…市報、ホームページ、フェイスブック、新聞、テレビ等
- イ.上記について、
  - 写真・名前の記載を承諾
  - 写真のみ記載を承諾
  - 名前のみ記載を承諾
  - 不可

# 訪問看護ステーションくまの郷 利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、社会福祉法人大山市楽田福祉会の営む訪問看護ステーションくまの郷（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、つぎのとおり契約を結びます。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令および健康保険法およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は 令和 年      月      日 から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の 14 日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

## 第3条（訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
  - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
  - ② 利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

## 第4条（主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

## 第5条（訪問看護サービスの内容）

1. 利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービスは居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うものであり、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
  - ① 病状・全身状態の観察
  - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
  - ④ 褥瘡の予防
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア
  - ⑦ 認知症の看護
  - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑨ カテーテル等の管理
  - ⑩ その他医師の指示による医療処置
2. 事業者は、利用者の居宅にサービス従事者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して訪問看護のサービスを提供します。

3. 利用者およびその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者およびその家族の同意をもって、新たなサービス内容を記載した計画書を作成し、それをもって訪問看護のサービス内容とします。

#### 第6条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者およびその家族の確認を受けることとします。利用者およびその家族の希望があれば、控えをいつでも交付します。
2. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も2年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については【重要事項説明書】に定める料金を、利用者またはその家族が支払います。

#### 第7条（料金）

1. 利用者は、訪問看護のサービスの対価として、【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月 15 日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月 27 日（休日の場合はその翌日）にご指定のご口座より振替5. 致します。（サービス開始より手続き完了後合算にて振替致します）。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

#### 第8条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1 ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

#### 第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、4 週間の予告期間において文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が 4 週間以内の通知でも、この契約の解約ができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
  - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、10 日以内に支払われない場合
  - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合
  - ④ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（暴言等）を行った場合

#### 第10条（訪問看護師の交替）

1. 利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が、業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対し、選任された訪問看護師の交替を申し入れること

ができます。

2. 事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。
3. 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を選任し、利用者およびその家族に連絡します。

#### 第11条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前々営業日の午後 5 時までには通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
2. 利用者が、サービス実施日の前々営業日の午後 5 時までには通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

#### 第12条（秘密保持）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報や、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

#### 第13条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

#### 第14条（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者が故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

#### 第15条（身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

#### 第16条（協議義務）

利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

#### 第17条（連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第18条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

#### 第19条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第20条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

私は、本書面により、事業者からのサービス提供の開始するにあたり

- 重要事項説明について説明を受け同意いたします。
- 個人情報に関する方針、個人情報の使用について説明を受け同意いたします。
- 利用契約について説明を受け同意いたします。
- 緊急時訪問加算について説明を受け同意いたします。

署名捺印をもって本契約を締結いたします。

尚、本書は2通作成し、利用者、事業者が各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 犬山市字中唐曾1番地123  
名称 社会福祉法人犬山市楽田福祉会  
代表取締役 理事長 西口 麻衣子

(事業所) 所在地 春日井市西屋町字中新田 22 番 2  
名称 訪問看護ステーション くまの郷  
管理者 山本 依莉菜

(説明者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(家族代表) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

(署名代理人)  家族代表者に同じ  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_